

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年8月31日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 18 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	電気設備耐震調査時、原子炉建屋地下1階及びコントロール建屋2階の電線管中継箱蓋・電線管押さえ金具に不具合(欠落・緩み)が認められたため、当該箇所を補修。	D	
2	1号機	プロセス放射線モニタ系換気系排気筒入口モニタサンプルポンプ(1)の流量低下を示す警報が発生し、同ポンプのフィルタ詰まりが考えられるため、当該フィルタを点検。	D	
3	2号機	取水設備点検用門型クレーンにおいて、電線管の劣化(穴あき・折れ等)が認められたため、当該電線管を交換。	D	
4	2号機	取水設備点検用門型クレーンにおいて、分電盤内のケーブル端子台腐食による絶縁低下が認められたため、当該端子台を補修。	D	
5	2号機	格納容器内窒素圧力・流量記録計の補給用窒素流量指示において、指示値不良(ドリフト)が認められたため、当該計器を点検。	D	
6	2号機	定格熱出力運転中、中性子計装系局部出力領域モニタ(32-49B)出力瞬時上昇(直ちに復帰)が認められたため、当該検出器をバイパス・電源OFFの処置を実施し、原因を調査。	D	
7	2号機	試料採取系低圧復水ポンプ出口溶存酸素計において、指示にハンチングが認められ、「高」警報が頻発することから、当該計器を点検。	D	
8	3号機	復水浄化系逆洗受ポンプ(A)点検時、ポンプインペラーとライナーの間隙に管理値外れが認められたため、ケーシング交換を取替計画へ反映し対応。	D	
9	3号機	原子炉建屋3階燃料プール逆洗受ポンプ室において、作業員が昇降用梯子を登る際に、ヘルメットが蛍光灯に接触し破損したため、当該蛍光灯を交換すると共に対応を検討。	D	
10	4号機	復水脱塩装置再生運転時、再生用空気配管の安全弁及び空気作動弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
11	4号機	計装用空気圧縮機除湿装置(A)再生用送風機点検時、軸及とプリー嵌め合い値に管理値外れが認められたため、対応検討。	D	
12	4号機	試料採取系第一給水加熱器出口ヘッダ溶存酸素計及び復水ポンプ出口溶存酸素計点検時、検出器の電極部に破損(メッキの剥がれ)が認められたため、当該検出器を交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	移動式炉内計装系検出器(E)点検時、絶縁破壊電圧値に管理値外れ認められたため、当該検出器を交換。	D	
14	4号機	計装用空気圧縮機除湿装置(A)プレフィルター点検時、Yストレーナフランジ部に腐食が認められたため、当該フランジを補修。	D	
15	4号機	復水脱塩装置再生運転時、再生用空気配管の減圧弁にシートリークが認められたため、当該減圧弁を点検。	D	
16	4号機	循環水ポンプ運転による漏洩確認時、主復水器水室(B2)温度検出器部より、海水の漏れ(1滴/5秒)が認められたため、当該検出器を補修。	D	
17	4号機	復水浄化ポンプ(A)吸込弁の開操作時、同弁が開動作しない事象が認められ、電源スイッチ(電磁接触器)の不良が考えられるため、当該電源スイッチを点検。	D	
18	34号廃棄物処理設備	雑固体廃棄物焼却設備において、ドラム昇降機の動作不良(定位置で止まらない)が認められたため、当該昇降機を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s :法令、安全協定に基づく報告事象
- :プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- :定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
- :運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電 話 0240-30-7802